

福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [太宰府市協議書抜粋]

本市は特別史跡「大宰府跡」など市域の約16%を史跡地が占め、観世音寺、太宰府天満宮など数多くの歴史的文化遺産を有しており、九州国立博物館の誘致や文化庁の日本遺産の認定など、厳しい財政状況ではあるものの本市の特色を生かしたまちづくりを進めてきた。

このような中、本税を財源として歴史的文化遺産や観光資源等の整備、観光客のおもてなし、環境負荷削減などの事業に重点的に取り組んできたところである。引き続きこれらの施策に取り組んでいくためには今後も多くの財源を必要としている。

（中略）また、先般開催された太宰府市税制審議会では、本税が20年間の実績により制度として定着し、安定した財源となっており、用途についても有効に活用できていると認められ、現状のまま継続することが望ましいとの答申を受けた。

したがって、本市としては、税制審議会の答申を尊重し将来のまちづくりの財源の必要性やこれまでの成果を踏まえて、本税を「継続する」との判断に至った。

2. 概要 [太宰府市協議書より]

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	指定する有料駐車場に駐車する行為
課税標準	指定する有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	指定する有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50 円 乗車定員 10 人以下の自動車 100 円 乗車定員 10 人を超え 29 人以下の自動車 300 円 乗車定員 29 人を超える自動車 500 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）71,910千円
非課税事項等	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	駐車券作成費用 2,381千円
課税を行う期間	3年間（令和6年5月23日～令和9年5月22日）

3. 同意要件との関係

歴史と文化の環境税について、地方税法第 671 条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）

（総務大臣の同意）

第 671 条 総務大臣は、第 669 条第 1 項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

歴史と文化の環境税の課税標準は「指定する有料駐車場に駐車する台数」であり、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

② 住民の負担

税率は車種区分毎に 50 円から 500 円に過ぎず、過重な負担になるとはいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

歴史と文化の環境税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當ではないこと。」

歴史と文化の環境税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、「国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないものと考えられる。